

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年7月29日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	不活性ガス系窒素ガス供給装置の液体窒素気化器の上蓋フランジ部より加熱蒸気系配管内の凝縮水の微少リーク（2秒に1滴程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	1号機	1～4号機用水素・酸素供給設備の液化酸素タンク安全弁が動作したため、当該圧力制御装置を点検・調整	D	
3	2号機	主復水器細管洗浄装置（A2）回収器の上蓋フランジ部より海水のリーク（鉛筆の芯1本程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	4号機	補給水系純水サンプリング配管の流量調整弁に動作不良（開固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
5	4号機	原子炉冷却材浄化系使用済樹脂沈降分離槽の上澄水サンプリング入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
6	5号機	所内ボイラ（A）用バーナーユニット入口の重油圧力計の点検において、計器精度外れが認められたため、当該圧力計を交換	D	
7	5号機	タービン建屋2階換気空調系移送排風装置の入口側基礎部の亀裂（2箇所）より、排風装置内部に発生した結露水のリーク（約200CC、汚染無し）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	6号機	蒸気式空気抽出器（B）の第1段蒸気圧力計に指示値不良が認められたため、当該圧力計を点検・調整	D	
9	6号機	残留熱除去系ポンプ（B）駆動用電動機冷却器の冷却水出口側ドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
10	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却炉設備（B）のセラミックフィルタ逆洗用空気タンク（A）の圧カスイッチの点検において、接点動作不良が認められたため、当該圧カスイッチを修理	D	
11	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却炉設備（A）の空気予熱器出口温度計に指示値不良が認められたため、当該温度計を交換	D	
12	集中環境施設	高温焼却炉前処理設備のドラム缶転倒装置（A）の下降位置確認用リミットスイッチに動作不良が認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	
13	集中環境施設	高温焼却炉前処理設備の運転中、廃棄物充填機の移送箱用蓋つかみ機が、移送箱用の蓋を噛み込んでしまったため、当該蓋つかみ機を点検・修理	D	
14	その他	使用済燃料輸送容器保管庫の屋外に設置されている消火配管取合元弁に腐食による動作不良（開固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで